

(7) 野球、競馬、アメリカンフットボール、バスケットボール、サッカー、テニス  
等各種のスポーツの催物における演奏

① 催物 1 日 1 回の使用料は、下表のとおりとする。

入場料 \ 定員	1,000名 まで	3,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	30,000名 まで	50,000名 まで	50,000名を 超える場合
無料	900円	1,350円	1,800円	2,250円	2,700円	3,150円	3,600円
1,000円まで	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	13,500円
3,000円まで	4,500円	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	12,000円	15,000円
3,000円を超える場合	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	12,000円	13,500円	16,500円

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その  
使用料は次のとおりとする。

(ア) 利用時間が 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

入場料 \ 定員	1,000名 まで	3,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	30,000名 まで	50,000名 まで	50,000名を 超える場合
無料	120円	180円	240円	300円	360円	420円	480円
1,000円まで	400円	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,800円
3,000円まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	2,000円
3,000円を超える場合	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,200円

(イ) 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が 5 分まで  
の場合の金額の 2 倍の額とする。

利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利  
用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(1 上演形式による演奏、2 演奏会における演奏、3 演奏会以外の催物における演奏の備考)

(定員)

① 定員とは、演奏会等が開催される会場あるいは場所に設備されている座席等の総数をいい、次により算出した数の合計数とする。

(ア) 1人掛けの椅子席については設備されている数

(イ) 2人掛け以上の長椅子式の椅子席については、当該椅子席の正面巾を0.5mで除して得た数

(ウ) 椅子席以外の座席については、当該部分の面積を1.5㎡で除して得た数

(エ) 立見席や野外会場等、座席が設備されていない客席については、主催者があらかじめ設定した数。これにより難しい場合は、官公署等に届け出た数

(面積)

② 3 演奏会以外の催物における演奏(10)の規定を適用する場合において、面積とは、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいう。

(入場料)

③ 入場料とは、演奏会等の主催者が、いずれの名義であっても、入場者から音楽の著作物の提示について受ける対価(消費税額を含まないもの。以下同じ。)をいう。この対価に等級区分がある場合は、その算術平均額を入場料という。

会費制等により当該演奏会等における入場料額が特定できない場合は、年間会費を演奏会等の回数で除す等して入場料相当額を算出するものとする。

(総入場料算定基準額)

④ 総入場料算定基準額は、次により算出するものとする。

(ア) 入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額とする。

ただし、平成30年3月31日までの間、下表のとおりとする。

規定	期間	入場料に定員数を乗じて得た額	総入場料算定基準額
1及び2	平成24年4月1日から 平成30年3月31日まで	800万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額
		800万円を超える場合	800万円を超える額の40%の額に640万円を加算した額
	平成27年3月31日まで	3,000万円を超える場合	3,000万円を超える額の15%の額に1,520万円を加算した額
		800万円を超える場合	800万円を超える額の50%の額に640万円を加算した額
	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで	3,000万円を超える場合	3,000万円を超える額の20%の額に1,740万円を加算した額
3(1)	平成24年4月1日から 平成30年3月31日まで	400万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額
		400万円を超える場合	400万円を超える額の40%の額に320万円を加算した額
		800万円を超える場合	800万円を超える額の15%の額に480万円を加算した額

- (イ) (ア)にかかわらず、本節 2 又は 3 (1) の規定を適用する場合において、演奏会等を継続して開催する利用者等で、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、入場料に定員数を乗じて得た額の 50%の額とする。

ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間、下表のとおりとする。

規定	期間	入場料に定員数を乗じて得た額	総入場料算定基準額
2	平成 24 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	800 万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の 50%の額
		800 万円を超える場合	800 万円を超える額の 25%の額に 400 万円を加算した額
	平成 24 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	3,000 万円を超える場合	3,000 万円を超える額の 10%の額に 950 万円を加算した額
		800 万円を超える場合	800 万円を超える額の 35%の額に 400 万円を加算した額
	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	3,000 万円を超える場合	3,000 万円を超える額の 15%の額に 1,170 万円を加算した額
		400 万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の 50%の額
3 (1)	平成 24 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	400 万円を超える場合	400 万円を超える額の 25%の額に 200 万円を加算した額
		800 万円を超える場合	800 万円を超える額の 10%の額に 300 万円を加算した額

(標準単位料金)

- ⑤ 3 演奏会以外の催物における演奏 (9) もしくは (10) の規定を適用する場合において、標準単位料金とは、客 1 人あたりにつき通常支払うことを必要とされる税引き後の料金相当額 (いずれの名義をもってするかを問わない。) をいい、その基準についてはそれぞれ次のとおりとし、各項目は加算するものとする。

(9) を適用する場合	飲み物代金+料理代金+サービス料+ テーブルチャージ又は席料+ショーチャージ
	定額料金 (注)
(10) を適用する場合	平均入場料 (飲み物付き又は飲食物付きを含む。)

(注) 飲食代金に種別がなく、一種類の定額である場合の標準単位料金は、その額とする。

(レコード演奏)

- ⑥ 3 演奏会以外の催物における演奏の規定を適用する場合において、(1)、(9) 及び (10) を除く、(2) から (8) 及び (11) については、適法に録音された録音物による著作物の演奏 (以下「レコード演奏」という。) が行われる場合の使用料を、当分の間、適用される規定に定める演奏の使用料の 50% の額とする。

(経過措置)

- ⑦ 3 演奏会以外の催物における演奏 (1) ① (ア) の規定の 4% は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までは 3%、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までは 3.5% とそれぞれ読み替えるものとする。
- ⑧ 3 演奏会以外の催物における演奏 (1) ② (ア) ① の規定の 0.4% は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までは 0.3%、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までは 0.35% とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

- ⑨ 同一の演奏場所における一の演奏会等において、2 演奏会における演奏及び 3 演奏会以外の催物における演奏の規定に定める各種の演奏が併演される場合の使用料は、それぞれに適用される規定により算出した使用料を合算した額の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。
- ⑩ 同一の演奏場所における一の演奏会等において、3 演奏会以外の催物における演奏の規定を適用する場合で、かつ、生演奏、レコード演奏等が併演される場合の使用料は、(1)、(9) 及び (10) を除く、(2) から (8) 及び (11) については、適用される規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。